

手数料一覧表
 <性能評価>

(単位：円 非課税)

1. (建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第11条の2の3第3項第4号の規定による)

性能分野	評価の内容	手数料
構造安全性能 I	法第20条第1号(第2号口、第3号口及び第4号口を含む)の認定にかかる評価(時刻歴応答解析を用いた建築物)	
	・床面積の合計が500㎡以内のもの	500,000円
	・床面積の合計が500㎡を超え、3,000㎡以内のもの	800,000円
	・床面積の合計が3,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	1,200,000円
	・床面積の合計が10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	1,500,000円
	・床面積の合計が50,000㎡を超えるもの	2,000,000円
構造安全性能 V	法第20条第2号イ及び第3号イの認定に係る評価[構造の種別ごと](構造計算プログラム)	1,500,000円
浄化槽等性能	法第31条第2項の認定に係る評価(屎尿浄化槽)	400,000円
	令第35条第1項の認定に係る評価(合併処理浄化槽)	800,000円
	令第29条の認定に係る評価(便所の構造)	400,000円
	令第30条第1項の認定に係る評価(特殊建築物及び特定区域の便所の構造)	400,000円
建築材料の品質性能	法第37条第2号の認定に係る評価	320,000円
換気設備性能	令第20条の2第1号ニの認定に係る評価(特殊建築物の居室の換気設備)	400,000円
	令第20条の3第2項第1号口の認定に係る評価(調理室等の換気設備)	400,000円
居室・換気設備の性能	令第20条の7第1項第四号表及び令第20条の8第2項の認定に係る性能評価(機械換気設備等)	400,000円
	令第20条の8第1項第一号口(1)の認定に係る性能評価(空気浄化機械換気設備)	400,000円
	令第20条の8第1項第一号ハの認定に係る性能評価(中央管理方式の空気調和設備)	400,000円
	令第20条の9の認定に係る性能評価(居室)	400,000円
耐久性能	令第22条の認定に係る評価(最下階の床に係る防湿性能)	400,000円
	令第22条の2第2号口の認定に係る評価(地階の住宅等に係る防水性能)	400,000円

構造安全性能 IV	令第67条第1項の認定に係る性能評価（鉄骨造の特殊な接合方法）	400,000 円
	令第67条第2項の認定に係る性能評価（鉄骨造の特殊な継手又は仕口）	400,000 円
	令第68条第3項の認定に係る性能評価（特殊な高力ボルト）	400,000 円
防災性能	令第108条の3第1項第2号の認定に係る評価（主要構造部の耐火性能）	
	・床面積の合計が 500 m ² 以内のもの	300,000 円
	・床面積の合計が 500 m ² を超え、3,000 m ² 以内のもの	450,000 円
	・床面積の合計が 3,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	600,000 円
	・床面積の合計が 10,000 m ² を超え、50,000 m ² 以内のもの	800,000 円
	・床面積の合計が 50,000 m ² を超えるもの	1,000,000 円
	令第108条の3第4項の認定に係る評価（防火区画の開口部設備の性能）	
	・床面積の合計が 500 m ² 以内のもの	250,000 円
	・床面積の合計が 500 m ² を超え、3,000 m ² 以内のもの	400,000 円
	・床面積の合計が 3,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	550,000 円
	・床面積の合計が 10,000 m ² を超え、50,000 m ² 以内のもの	700,000 円
	・床面積の合計が 50,000 m ² を超えるもの	850,000 円
	令第129条の2第1項の認定に係る評価（階避難安全性能）	
	・床面積の合計が 500 m ² 以内のもの	350,000 円
	・床面積の合計が 500 m ² を超え、3,000 m ² 以内のもの	500,000 円
	・床面積の合計が 3,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	700,000 円
・床面積の合計が 10,000 m ² を超え、50,000 m ² 以内のもの	900,000 円	
・床面積の合計が 50,000 m ² を超えるもの	1,100,000 円	
令第129条の2の2第1項の認定に係る評価（全館避難安全性能）		
・床面積の合計が 500 m ² 以内のもの	350,000 円	
・床面積の合計が 500 m ² を超え、3,000 m ² 以内のもの	500,000 円	
・床面積の合計が 3,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	700,000 円	
・床面積の合計が 10,000 m ² を超え、50,000 m ² 以内のもの	900,000 円	
・床面積の合計が 50,000 m ² を超えるもの	1,100,000 円	
配管設備性能	令第129条の2の5第2項第3号の認定に係る評価（飲料水の配管設備）	400,000 円
防火設備等性能	令第112条第14項第1号の認定に係る評価（自動的に閉鎖又は作動する防火設備：防火区画）	400,000 円
	令第112条第14項第2号の認定に係る評価（自動的に閉鎖又は作動し、遮煙性能を有する防火設備：防火区画）	400,000 円
	令第112条第16項の認定に係る評価（風道に設ける防火設備）	400,000 円
	令第126条の2第2項の認定に係る評価（自動的に閉鎖又は作動し、遮煙性能を有する防火設備）	400,000 円
	令第129条の13の2第3号の認定に係る評価（自動的に閉鎖又は作動する防火設備：非常用エレベーターの設置を要しない建築物の100 m ² 区画）	400,000 円
	令第136条の2第1号の認定に係る評価（自動的に閉鎖又は作動する防火設備：防火・準防火区域内の建築物の外壁の開口部）	400,000 円

	令第145条第1項第2号の認定に係る評価（自動的に閉鎖又は作動し、遮煙性能を有する防火設備：道路内建築物と道路の区画）	400,000 円
	令第115条第1項第3号口の認定に係る評価（建築物に設ける煙突）	400,000 円
	令第126条の5第2号の認定に係る評価（非常用の照明装置）	400,000 円
	令第129条の2の7第3号の認定に係る評価（冷却塔設備の内部の構造）	400,000 円
	令第129条の15第1号の認定に係る評価（避雷設備）	400,000 円
昇降機性能	令第129条の4第1項第3号の認定に係る評価（エレベーターの構造上主要な支持部分）	500,000 円
	令第129条の8第2項の認定に係る評価（エレベーターの制御器）	300,000 円
	令第129条の10第2項の認定に係る評価（エレベーターの制動装置）	400,000 円
	令第129条の10第4項の認定に係る評価（エレベーターの安全装置（令第129条の10第3項第一号））	700,000 円
	令第129条の12第2項の認定に係る評価（エスカレーターの構造上主要な支持部分）	500,000 円
	令第129条の12第5項の認定に係る評価（エスカレーターの制動装置）	400,000 円
	令第129条の2の5第1項第3号ただし書の認定に係る評価（昇降路内の配管設備）	400,000 円
構造安全性能Ⅵ	令第139条第1項第3号又は第4号口の認定に係る評価（煙突及び煙突の支線）	800,000 円
	令第140条第2項の認定に係る評価（鉄筋コンクリートの柱等）	800,000 円
	令第141条第2項の認定に係る評価（広告塔又は高架水槽等）	800,000 円
	令第143条第2項第の認定に係る評価（乗用エレベーター又はエスカレーター）	800,000 円
	令第144条第1項第1号口又はハ（2）の認定に係る評価（遊戯施設）	800,000 円
遊戯施設性能	令第144条第2項の認定に係る評価（主要な支持部分）	500,000 円
	令第144条第1項第3号イの認定に係る評価（客席の構造）	300,000 円
	令第144条第1項第5号の認定に係る評価（非常止め装置）	400,000 円
構造安全性能Ⅲ	規則第1条の3第1項第1号イ、同号ロ（1）及び（2）並びに同項の表3の各項の認定に係る評価（図書省略）	
	・床面積の合計が500㎡以内のもの	250,000 円
	・床面積の合計が500㎡を超え、3,000㎡以内のもの	350,000 円
	・床面積の合計が3,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	450,000 円
	・床面積の合計が10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	700,000 円
	・床面積の合計が50,000㎡を超えるもの	1,000,000 円

(備考)

法第20条第1号(構造安全性能Ⅰ)、令第108条の3第1項第2号及び第4項、令第129条の2第1項、令第129条の2の2第1項(以上、防災性能)並びに規則第1条の3第1項第1号イ、同号ロ(1)及び(2)並びに同項の表3の各項の認定に係る評価(構造安全性能Ⅲ)のうち、既に評価を受けた構造方法等の計画の変更に係る評価にあつては、床面積の合計は当該変更に係る部分について算定するものとする。

2. (建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第11条の2の3第5項の規定による)

一 既に構造方法等の認定を受けた構造方法等の軽微な変更であつて、国土交通大臣が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの認定を受けようとする場合に係る性能評価を受ける場合は、1.の表の区分に応じ、10分の1の額とする。